

川崎市特定物品等契約事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、法令その他別に定めるものを除くほか、物品の購入、修繕等の契約事務を迅速かつ効率的に執行するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 局長 川崎市事務分掌条例（昭和38年川崎市条例第32号）第1条に掲げる局並びに区役所、消防局、市民オンブズマン事務局、会計室、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局及び議会局の長をいう。

(2) 特定物品 別表に定める契約執行限度額の範囲内で購入する場合における次に掲げるものをいう。

ア 統一納入価格物品 財政局長があらかじめ単価を決定し、局長に通知したもので、プロパンガス及び石油類をいう。

イ 指定物品 市立図書館及び市立学校図書館（看護大学図書館を含む。）の図書（書籍、刊行物、地図、パンフレット、ポスター及びちらし等の既製品）、夢見ヶ崎動物公園の動物及び飼料をいう。

(3) 単価契約物品 局長からの依頼に基づき、財政局長が単価及び契約の相手方を決定したものをいう。

(4) 修繕 1,000,000円以下で行う物品並びに船舶及び航空機の軽易な修理をいう。

(5) 20万円以下の物品 第2号から第4号までを除き、20万円以下で購入する物品等をいう。ただし、道路運送車両法第48条に規定する定期点

検整備及び第62条に規定する継続検査を併せて行うとき（以下「車検」という。）は、5万円以下とする。

（契約方法及び契約の相手方）

第3条 局長が前条第2号から第5号までの契約事務を執行するときは、契約方法は、すべて随意契約（1者による特命随意契約を可とする。）とする。

2 契約の相手方は、次の各号に掲げる事業者とし、市内中小事業者から購入が可能なものについては、当該事業者の受注機会の増大を図ることとする。

（1）統一納入価格物品については、次に掲げるとおりとする。

ア プロパンガス及び石油類（メーター検針によるプロパンガス並びに給油取扱所で自動車等の燃料タンクに直接給油するガソリン及び軽油）
財政局長が基本的契約事項を定めた協定を締結した者

イ アに該当しないプロパンガス及び石油類「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」に登載され所在地が契約の履行場所に近い者。ただし、特別な事情があるときはこの限りでない。

（2）指定物品については、前号イに準ずる。

（3）単価契約物品については、財政局長が決定した契約の相手方

（4）修繕については、当該物品の納入業者及び製造業者又はその代理店等

（5）20万円以下の物品（車検は5万円以下）については、当該物品の納入業者及び製造業者

（請書の提出）

第4条 局長は、前条の規定により契約の相手方を決定したときは、次に掲げるものを除き、速やかに当該契約の相手方から請書を提出させなければならない。

（1）メーター検針によるプロパンガス

（2）給油取扱所で自動車等の燃料タンクに直接給油するガソリン及び軽油

(3) 加熱合材（単価契約によるもの）

(4) 処理センター（浮島埋立事業所を含む）におけるタンク等に直接搬入するごみの焼却に必要な消耗品（単価契約によるもの）

(5) 市立図書館が図書館資料として購入する書籍
（執行状況の報告等）

第5条 局長は、特定物品、単価契約物品の購入、修繕及び20万円以下の物品（車検は5万円以下）の契約結果について、次に掲げるものを除き、四半期ごとに特定物品等執行状況報告書を取りまとめ、財政局長に速やかに提出しなければならない。

(1) メーター検針によるプロパンガス

(2) 給油取扱所で自動車等の燃料タンクに直接給油するガソリン及び軽油

(3) 加熱合材（単価契約によるもの）

(4) 処理センター（浮島埋立事業所を含む）におけるタンク等に直接搬入するごみの焼却に必要な消耗品（単価契約によるもの）

(5) 市立図書館が図書館資料として購入する書籍

2 財政局長は、前項の規定により報告を受けた執行状況が契約の相手方の選定等について適当でないと認めたときは、局長に対し、その改善をもとめることができる。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条第1項第2号関係）

分類	物品名	契約執行限度額
統一納入 価格物品	プロパンガス及び石油類	2,000,000円以下
指定物品	市立図書館及び市立学校図書館（看護大学図書館を含む。）の図書（書籍、刊行物、地図、パンフレット、ポスター及びちらし等の既製品）、夢見ヶ崎動物公園の動物及び飼料	2,000,000円以下